

平成24年度予算編成要領（案）

会計規程第11条第1項の規程による平成24年度の予算編成要領は、次のとおりとする。

平成22年4月の法人移行以来、県より継承された資産を有効に活用することはもちろん、中期計画達成のため、高度先進医療の確実な実施や県民ニーズに対応した良質な医療を提供すべく、努力してきたところである。

中央病院においては、7対1看護体制の前倒し導入し、よりきめ細やかな看護を提供するとともに、患者さんを「早くきれいに治す」という方針のもと治療を進めた結果、平均在院日数の短縮が図られ、より多くの新規入院患者を受け入れることができた。

北病院においては、心神喪失者等医療観察法に基づく入院病棟を開設するとともに、医師や看護師、精神保健福祉士等の専任スタッフを増員し、充実した医療体制を整備した。

こうした取組みにより、医療の質が向上するとともに、経営改善が図られ、法人設立初年度において、経常収支が14億円余の大幅な黒字となり、移行前の退職給付引当金を予定額を超えて計上することができた。

平成23年度においては、これらの取組みを継続するとともに、更なる収益確保、経費削減に重点をおいた法人運営を行っているが、中央病院において入院稼動額の8月までの累計額が前年度比マイナスの状態であり、さらに平成24年度には、診療報酬改定が予定されていることから、それらの動向についても注視する必要がある。

また、通院加療がんセンター及び北病院機能強化（病棟再編）の基本設計・実施設計もスタートしたところであり、明年度は工事着手することから、それらに要する経費も多額であり、費用対効果の検討も必要とされるところである。

したがって、平成24年度予算編成は、これまでの実績を十分に分析するとともに、的確な収入予測に努め、中期計画期間内の経常収支の黒字化を確実にするため、引き続き、収入の確保、費用の削減等に重点を置いて予算編成を行う。

しかしながら、新規需要に柔軟に対応することは法人化のメリットであることから、予算編成に当っては、その医療ニーズを踏まえ、効果的、効率的な編成を行う。

1 基本的事項

- ① 年度計画の実行に必要な予算の計上
- ② 診療報酬改定の見通しや実績を踏まえた医療費分析、患者動向に基づく収益見通しの作成
- ③ 徹底した見直しに基づく歳出の見積り
- ④ 医業収益を確保するための取組みや医業費用の削減に繋がる新たな戦略的取組みの予算化

2 収入に関する事項

- ① 平成24年度、診療報酬改定が予定されていることから、その情報収集に努め、的確に予算に反映させること。
- ② これまでの実績や患者動向に基づく収益把握を行うとともに、新たな収益確保に努めること。
- ③ 運営費負担金については、現行の繰入基準（地財単価ベース）を原則とする。
なお、見直しの必要、新規項目がある場合、県に協議するものとする。

3 支出に関する事項

- ① 給与費については、現員現給を基礎とし、中期計画に基づく増員分を積算するとともに、勤務の適正化を図る中で、時間外勤務の縮減に努めた見積りすること。
退職給付引当金にあっては、その職員数と給料表毎に別途指示する単価により積算すること。
- ② 材料費・経費等については、ジェネリック薬品の採用、事業の必要性、節電・節水等の工夫、購入量の抑制、契約内容の見直し等の検討を行い、平成23年度決算見込額の95%の範囲内で見積もること。
- ③ 投資的経費（器械備品等）については、その必要性、経済性、後年度負担について、十分検討のうえ、緊急性を考慮し、計画的な施設・設備の整備を図ること。
平成24年度整備予定の通院加療がんセンター、北病院機能強化（病棟改修）についても、その費用対効果を検討しつつ、経費縮減に努める。
- ④ 新規経費については、その必要性及び費用対効果について十分検討し予算化すること。
- ⑤ 医業収益を確保するための取組みや医業費用の削減に繋がる戦略的取組みについて、必要があるものは、その費用対効果を検討したうえで、予算化すること。

4 純利益に関する事項

中期計画の収支計画の最終数値が達成できるよう、各病院別の年度別収支計画中、平成24年度の純損益を下回らないこと。

5 概算計画書（会計規程第11条第2項）

- ① 概算計画書の作成あては、必要性等をまとめた資料に基づくものとすること。
- ② 概算計画書の様式は、従前の予算見積書（A4横）を準用する。

6 その他

予算関係日程については、別紙「平成24年度予算関係日程表」による。

平成24年度予算関係日程表

※日程は未確定

月	日	摘要
9	27	予算編成要領の理事会の決議
	27	「概算計画書」作成の各部門へ依頼 (中病は部単位、北病は科単位で、器械備品購入費以外の予算要望を聴取する。)
10	7	企業債借入及び運営費負担金に係る資料の県(医務課)への提出
11	10	「概算計画書」の企画経理担当への提出期限
随時		企画経理担当ヒアリング(調査検討)
1	中旬	年度計画案の検討(年度計画の予算は、概算計画書の調査検討後の数値とする。)
2	中旬	予算・年度計画概要説明(理事等)
3	下旬	「予算及び収支計画書」及び「年度計画」の理事会への提出・決議 年度計画の県への届出